

## 別紙 1

### 仕 様 書

#### 1 業務名

奥山工場ダイオキシン類測定分析業務

#### 2 業務概要

180t 炉焼却施設及び 170t 炉焼却施設の排ガス等のダイオキシン類測定分析を行う。

#### 3 業務実施場所

下関市大字井田字桑木 10378 番地

#### 4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 日まで

#### 5 業務内容

##### (1) 排ガス中のダイオキシン類測定分析 (1 回)

ア 180t 炉焼却施設 1 検体

イ 170t 炉焼却施設 1 検体

##### (2) 灰等のダイオキシン類測定分析 (1 回)

ア 180t 炉焼却施設

(ア) 主灰 1 検体

(イ) 飛灰 1 検体

イ 170t 炉焼却施設

(ア) 主灰 1 検体

(イ) 飛灰 1 検体

(3) 作業環境中のダイオキシン類測定分析 (6ヶ月毎に2回)

ア 180t 炉焼却施設

(ア) 焼却炉周辺 (微細粒子) 1 検体

(イ) 焼却炉周辺 (ガス状物質) 1 検体

イ 170t 炉焼却施設

(ア) 焼却炉周辺 (微細粒子) 1 検体

(イ) 焼却炉周辺 (ガス状物質) 1 検体

6 採取及び測定方法

(1) 排ガス

排ガスは煙道より採取する。採取時には、一酸化炭素、酸素、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の濃度測定を行う。

(2) 灰等

ア 180t 炉焼却施設

主灰及び飛灰とも、工場運転員にて採取したものを提供する。

イ 170t 炉焼却施設

主灰及び飛灰とも、工場運転員にて採取したものを提供する。

(3) 作業環境中のダイオキシン類

180t 炉焼却施設及び 170t 炉焼却施設の焼却炉周辺において、6ヶ月毎に2回測定する。2回目の測定の結果、1回目の作業環境と変更が無い場合は、粉じん測定による換算を行う。

(4) 排ガス測定時には、運転状況を以下の項目について記録する。

ア 燃焼室ガス温度

イ 集じん器入口温度

ウ 排ガス量 (湿り、乾き)

エ 排ガス温度

オ 排ガス水分量

## 7 測定分析方法

- (1) 測定分析は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた方法により行う。(排ガス等のダイオキシン類とはポリ塩化ジベゾフラン、ポリ塩化ジベンゾージオキシン、コプラナー、ポリ塩化ビフェニルとする。)
- (2) 測定結果報告書は、WHO-TEF(1998)及びWHO-TEF(2007)を併記する。
- (3) 作業環境測定は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について(基発第401号平成13年4月25日)」に定められた方法により行う。

## 8 測定日

別紙2に測定分析スケジュール表を示す。測定日については、市と受託者協議の上、決めること。

## 9 注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務の終了後、受託者は市へ完了報告書(写真を含む。)を2部提出すること。
- (4) 業務により発生した廃材は、受託者の責任において適切に処分すること。
- (5) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (6) 受託者は、測定分析結果が分かり次第、直ちに速報(電子メール等)を提出すること。報告書には法令規制値を明記すること。

- (7) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (8) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (9) 仕様書等に定める市への完了報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。

#### 10 提出物

- (1) 計量証明書 2部
- (2) 排ガス等ダイオキシン類測定結果報告書 2部
- (3) 上記報告書の総括表 2部